

企業活動にかかる「賠償リスク」を  
包括的にカバーするために  
組合員のために開発された  
総合賠償責任保険制度です。

## 新潟県火災共済の **商賠上手**

賠償責任保険普通保険約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／  
請負業者特約条項／生産物特約条項／商賠繁盛追加条項 他



保険期間：2021年12月1日午後4時から1年間

オールインワンで安心の  
賠償責任保険

# 商賠上手

## 商賠上手なら

新潟県火災共済協同組合員のみなさま向けに  
ご要請の多いリスクをカバーできる  
独自のパッケージ商品となっています。

団体保険制度のため割安となっています。

6業種に対応しています。

(製造業・飲食業・販売業・工事業・サービス業・運送業)※

※バー・キャバレー・医薬品・エステティックサロン等一部業種を除きます。

商売は、第三者への賠償準備が不可欠な時代。  
「商賠上手」が商売繁盛を応援します!

こんなことのないように…

現行の保険契約(例)

施設賠償

生産物賠償

請負賠償

昇降機賠償

- 補償額が保険ごとにバラバラで、統一されていない。
- 満期が統一されていない。
- 保険が手配されていない「無保険」のリスクがある

手配モレ



# 企業の賠償リスクを一括にまとめます!

必要な補償をパッケージ



## 請負業務が原因による賠償責任

請負賠償保険

※工事業にセットされます。(製造業・販売業にもオプションでセット可能です。)



## 生産物が原因による賠償責任

生産物賠償保険

※全ての業種にセットされます。



## 受託物に対する賠償責任

受託者賠償保険

※飲食業・製造業(注1)・販売業・運送業・サービス業の場合にセットされます。  
(注1)輸入を行う販売業者を製造業の区分にて引き受ける場合のみセットされます。



## 施設内での事故による賠償責任

施設賠償保険

※全ての業種にセットされます。



## 昇降機での事故による賠償責任

昇降機賠償保険

※全ての業種にセットされます。



## 人格権侵害による賠償責任

人格権侵害補償保険

※全ての業種にセットされます。



お見舞金費用・事故対応費用

▶ 全ての契約にセット

オプション

▶ 3ページを確認してください。

## オプション一覧

さらに、業種に応じて必要な賠償補償をプラスできます。

特 約	補償概要	加入できる業種
<b>使用者賠償</b>	従業員が被った労働災害について、使用者(企業)が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。	全 業 種
<b>借家人賠償</b>	借用施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発等により損壊した場合のリスクを補償します。	飲食業 販売業 サービス業
<b>据付等請負工事</b>	据付、工事にかかわるリスクを補償します。	製造業 販売業
<b>食中毒による休業補償</b>	食中毒または感染症により、加入者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(利益の減少リスク)を補償します。	飲食業 サービス業(一部)
<b>貨物検査・取片付け費用</b>	賠償事故が生じた場合に、受託貨物の検査・仕訳・再梱包、取り片付け・搬出・廃棄に関する費用を補償します。	運送業
<b>工事業拡張パック</b>	工事業者の皆さまにとって、必要となる以下の①から④までの補償をセットにして補償内容を拡大します。 ①『作業対象物』担保 ②『工事遅延損害』担保 ③『支給財物』担保 ④『リース・レンタル財物』担保	工事業

## リコール費用

生産物または仕事の結果の事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生し、賠償責任を負う場合において、1,000万円を限度として保険金をお支払いします。

- 商品自体または工事対象物自体の損害
- 回収費用
- 検査等費用

・このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・ご加入者以外の被保険者(保険の対象となる方、補償を受けられる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 賠償事故例 このような場合に、保険金をお支払いします。

業種	事故例	お支払金額(円)
料理飲食業	レストランの従業員が厨房の水道の蛇口を締め忘れたため、流し台からオーバーフローし2階下の店舗に水漏汚損損害を与えた。	1,279,000
	店舗調理場より水が漏れ、階下のスナックの天井と壁をぬらした。	690,000
	賞味期限を超え、かつヒーターの近くに置いておいた弁当を販売したため、5名が食中毒を起こし、営業停止となつた。	900,000
販売業	洋品店の4階紳士服売り場にて、陳列棚の上段の棚板が、180cmの高さから落下し、ウインドウショッピングをしていた客の頭部にあたり、頸椎捻挫、左網膜裂孔の負傷をさせた。	2,747,000
	スーパー・マーケットの冷凍ケースより水がもれていたため、買物客が足を滑らせ転倒、負傷した。	570,000
	スーパー・マーケットで配管からの水漏れでテナントの商品が汚損した。テナント3軒の汚損。	3,862,000
製造業	客先会社において、ワープロ用インクジェットプリンターを運搬中、プリンターよりインクが漏洩し、絨毯を汚損した。	1,227,000
	製造した食品用の袋に欠陥があったため、納入先が封入したものが漏出し、損害が発生した。	3,000,000
	製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼した。	25,000,000
工事業	電気溶接機の火花が隣家の酒店へ落下して出火、建物、商品等に損害を与えたもの。	42,900,000
	工事中に従業員がクレーン車を運転中に、クレーンが倒れて隣家に被害を与えた。	26,886,000
	重機で道路側の側溝部分を掘削中、民地側の石垣およびその上の板塀が崩れた。	1,952,000
サービス業	旅館で作った料理を食した客の多数が食中毒となり、入院および通院費等の賠償責任が生じた。	12,791,000
	パーゴルフ場敷地内において、自転車がクボミに入り転倒、同時に自転車を後ろから押していた被害者も転倒し自転車の下敷きとなり負傷した。	3,001,000
	レジャーランド内の危険への配慮(物・人的設備)を欠いたことにより、子供が後頭部および右目を負傷。	3,177,000

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

(損保ジャパンお支払事例)

## 主な加入対象業種一覧 ほとんどの業種、ほとんどの会社がご加入になれます。

業種	職業	リスクコード	例示
 料理飲食業	喫茶店	S1	喫茶店、フルーツバー、まんが喫茶、ネットカフェ等
	飲食店	S2	食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、料亭、カラオケボックス等
	弁当等料理品製造小売	T1	弁当・仕出屋、サンドイッチ小売、惣菜屋等(製造小売)
	パン・菓子製造小売	T2	パン屋、菓子屋(製造小売)
	その他の食料・飲料品小売	T3	各種飲食料品小売(酒・食肉・鮮魚・乾物・野菜・果実・米穀物等)
	飲食料品卸売	W1	各種飲食料品卸売(酒・食肉・鮮魚・乾物・野菜・果実・米穀物等)
	加工食品製造	R1	缶詰・びん詰食品製造、弁当製造・給食センター等
 販売業	その他食品製造	R2	パン・菓子類製造、単体調味料等その他の食品製造
	自転車小売	T4	サイクルショップ(自動二輪車を除く)
	家庭用機械器具小売	T5	エアコン、テレビ等家電小売
	農耕用品小売	T6	農業用機械等小売
	繊維品・服地・寝具小売	T7	繊維品、服地、寝具小売
	靴・履物小売	T8	靴・履物小売
	書籍・文房具小売	T9	書籍・文房具小売
	雑貨・小間物・身の回り品小売	T0	かばん、帽子、ネクタイ、タオル、ベルト、靴下、下着、傘、食器、鍋等雑貨小売
	化粧品小売	U1	化粧品小売
	燃料小売	U2	燃料小売(LPG、ガソリンスタンドを除く)
	ガラス・ガラス製品小売	U3	ガラス・ガラス製品小売
	建具等小売	U4	建具(戸、障子、襖等)、畳、仏具、神具等小売
	スーパーストア	U5	各種商品小売
	機械器具卸売	W2	運搬機械、電子応用機械、通信機械器具等卸売
	化粧品等卸売	W3	化粧品等卸売
	金属製品卸売	W4	鋼材、アルミニウム・非鉄金属製品等卸売
	繊維品・服地・寝具卸売	W5	繊維品、服地、寝具等卸売
	建築材料卸売	W6	建築材料(瓦、ブロック、釘、建築用木材等)卸売
	建具等卸売	W7	建具(戸、障子、襖等)、畳、家具等卸売
	その他の身の回り品卸売	W8	楽器、写真フィルム、ビデオテープ等その他の身の回り品卸売
 製造業	自動車用タイヤ・オイル・ステレオ・電装品小売	W9	オイル交換、タイヤ交換、ステレオ・電装品取付・小売 (ただし、整備工場・SS・自動車ディーラーのサービス工場は対象外)
	繊維品・皮革品製造	R3	繊維、皮革、同製品製造
	紙工品製造	R4	紙製容器・袋、包装紙、ノート類製造
	ガラス製品・陶磁器製造	R5	ガラス製品、陶磁器等製造
	金属製品・木製品製造	R6	釘、ボルト、非鉄金属、金属製品、木製品等製造
	電気機械・器具製造	R7	照明器具、映像・音響機械装置、電子部品、デバイス等製造
	産業用機械・器具製造	R8	建設用機械、農業用機械、各種工作用機械、繊維機械、食品加工機械、包装・荷造機械、事務用機械等製造
	一般機械・器具製造	R9	バルブ、昇降機、通信機械器具、コンピューター、コピー機等製造
 工事業	身の回り品製造	R0	食器、楽器、文房具等の身の回り品の製造
	道路工事	Q1	道路工事、道路・広場・プラットホームの舗装等
	建設工事(内装工事等を含む)	Q2	ビル建設・増改築工事、内装工事等
	据付工事等	Q3	既存の建物等に対して機械・設備・什器等を設置・取り外しする工事。(ただし、給排水管の設置・取外しを除く。)
	管工事	Q4	上下水道工事、給排水管工事(新設工事、復旧工事および維持・メンテナンス)
 サービス業	造園	Q5	造園業・草刈作業
	理容室・美容室	S3	理容室、美容室、ネイルサロン(エステティックサロンは対象外)
	サウナ・公衆浴場	S4	銭湯、健康ランド、スパハウス等
	カルチャースクール	S5	カルチャースクール、各種教室(英会話、料理、絵画、茶道、華道、囲碁、洋裁、きもの、舞踊、話し方、教養講座、パソコン、各種資格取得等)※学校教育法上の学校、専修学校その他の学校(予備校等)は対象外です。
	スポーツ施設	S6	スケート場、ボウリング場、テニス場、パターゴルフ場、ゴルフ練習場、体育館、パッティングセンター、アスレチッククラブ、スイミングクラブ、ダンスホール等
	写真館・現像所	S7	写真館・現像所・フォトショップ・ビデオ・DVDダビング
	冠婚葬祭業	S8	葬祭業(葬祭場を含む)、結婚式場、セレモニーホール
	ハウスクリーニング	S9	ハウスクリーニング業(害虫駆除作業、車両・船舶または電車の清掃業、ビルメンテナンス業は対象となりません。)
	旅館・ホテル	SA	レジャーホテル・ブティックホテル、カプセルホテル、シティホテル、ペンション・旅館・民宿、ユースホステル、簡易宿泊所
	ビデオレンタル店	SB	CDレンタル店、ビデオ・DVDレンタル店、ゲームレンタル店
	遊戯場(パチンコ店・ゲームセンター等)	SC	パチンコ店・スロット店、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場
	ゴルフ場	SE	ゴルフ場(ゴルフ練習場、バーチャルゴルフ場はリスク区分「S6」)
引受できない 主な業種	バー・キャバレー、エステティックサロン、カイロプラクティク、医薬品製造業、薬品販売業、人材派遣業、コインランドリー業、コインパーキング業、クリーニング業、専門学校・塾、イベント業、化学製品製造業、化粧品製造業、土木工事業者、塗装業者、ビルメンテナンス業		

## 保険金をお支払いできない主な場合

営業車で移動中に自動車事故を起こした場合の賠償損害

自動車



自動車保険でのお支払いになります。

従業員が業務に従事中に被った身体障害

従業員のケガ



傷害保険・労災総合保険でのお支払いになります。

騒じょう、労働争議、地震、洪水、津波によって生じた賠償損害

天災



・(被保険者または保険契約者の)故意による事故・世帯を同じくする親族に対する賠償責任

など

## 以下のように、対象物自体の損害は補償されません。

## 製造業

製造、販売した商品自体または工事対象物自体の損害（修理費用、取替費用などを含みます。）



## 工事業

工事対象物自体の損害（修理費用、取替費用などを含みます。）オプションで対応可能



## サービス業

製造、販売した商品自体の損害（修理費用、取替費用などを含みます。）



## 飲食業

製造、販売した飲食品自体の損害（回収費用、代替品費用などを含みます。）



## 販売業

製造、販売した商品自体または工事対象物自体の損害（修理費用、取替費用などを含みます。）



## 運送業

受託貨物を修理・加工した場合の受託貨物自体の損害 / 受託貨物引き渡し後30日を経過した後に発見された受託貨物の損害 / 誤配



# 加入手続きのご説明

**保険契約者** ▶ 新潟県火災共済協同組合

**加入者** ▶ 新潟県火災共済協同組合の組合員である企業および個人事業主  
**売上高10億円以下**の企業

**保険期間** ▶ **2021年12月1日午後4時から1年間**

**申込締切日** ▶ **2021年11月20日**

**中途加入** ▶ 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2022年12月1日午後4時までとなります。保険料につきましては申込時に手集金(一括払)させていただきます。

**払込方法** ▶ 手集金のみとなります。(一括払)

**加入者証** ▶ 申込月の2か月後に発送します。

## ●ご加入パターン

加入タイプ	保険金額(お支払限度額)(期間中・身体財物共通)	自己負担額
Aタイプ	<b>5,000万円</b>	
Bタイプ	<b>1億円</b>	<b>なし</b> （ただし一部のお支払いについては、自己負担が生じる場合があります。）
Cタイプ	<b>2億円</b>	
Dタイプ	<b>3億円</b>	

※上記の加入タイプ以外は対応できません。

※運送業については、AタイプまたはBタイプのみとなります。また、自己負担額については、お問い合わせください。

### 【被保険者について】

- ①加入者(記名被保険者)
- ②加入者の役員および使用人
- ③加入者の下請負人
- ④加入者の下請負人の役員および使用人

※①②③④は、加入者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

※② 上記は施設所有管理者特約条項、請負業者特約条項、生産物特約条項の補償における被保険者です。

その他の補償やセットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が異なる場合があります。

※③ 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。

# Q&A

## Q1 新潟県火災共済協同組合の組合員でなければ加入できないのですか?

**A** はい。新潟県火災共済協同組合の入会と同時に、加入することができます。  
入会の手続きについては、下記までお問い合わせください。

新潟県火災共済協同組合 025-201-6502

## Q2 組合員であれば誰でも加入できますか?

**A** 特定の業種や、一定規模以上の企業はご加入いただけない場合がございます。  
詳しくは5ページをご覧ください。

## Q3 複数業種を運営する企業の場合は、どのように加入すればよいのですか?

**A** 売上高がもっとも高い業種(主たる業種)でのお引受けとなります。ただし、売上高はすべての業種の合算となります。

## Q4 リコール費用の補償はついていますか?

**A** オプションでセットすることができます。

## Q5 万一事故が発生した場合は?

**A** 事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。  
賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。あらかじめ損保ジャパンの承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

損保ジャパン新潟火災新種保険金サービス課

**TEL 025-244-5191 FAX 025-244-8130**

〈受付時間〉 平日(土曜除く)午前9時~午後5時

事故サポートセンター

**0120-727-110**

〈受付時間〉 平日 午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

## 主な補償内容

### ■ご契約にセットされる補償(業種によってセットされる補償が異なります。詳しくは2・3ページをご参照ください。)

施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (施設所有管理者特約条項・商賠繁盛追加条項)	施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行(請負業務を除く)に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
工事中の第三者への賠償責任 (請負業者特約条項)	記名被保険者が行う工事に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
仕事の結果に起因する賠償責任 (生産物特約条項)	記名被保険者が販売した製品または被保険者の仕事の結果に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。) ※生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、完成品メーカーや販売店などから回収費用を求償された場合、被保険者以外の第三者が負担した回収費用については、生産物特約条項の補償対象となります。なお、被保険者が負担した回収費用は後記の生産物回収費用にて補償します。ただし身体賠償事故が発生した場合にかぎります。
預かり物の損壊や盗取に起因する賠償責任 (受託物に関する追加条項)	<飲食業、販売業、サービス業> 被保険者が、業務遂行に伴い、自らが所有、使用または管理する施設において保管することを引き受けた受託物が損壊し、または盗取・詐取されたこと(ただし、紛失は含みません。)により、その受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間中を通じて、100万円が限度となります。(貴重品については保険期間を通じて、5万円が限度となります。) 自己負担額(免責金額)はありません。 <運送業> 被保険者が運送・作業・保管することを引き受けた貨物(受託貨物)の損壊や盗取に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、賠償(基本契約)の保険金額により、保険期間を通じて、1,000万円、500万円、300万円のいずれかとなります。また、自己負担額(免責金額)は7万円となります。
施設内でケガをした方へのお見舞い金 (傷害見舞費用担保追加条項)	施設内において、第三者が急激、偶然かつ外来の事故によりケガをした場合の見舞費用を補償します。法的賠償義務の有無にかかわらず保険金をお支払いします。損害賠償金が支払われる場合、傷害見舞費用保険金は損害賠償金に充当されます。 この補償の保険金額は、被傷者1名につき、死亡・後遺障害30万円、入院10万円、通院5万円が限度 <sup>(注1)</sup> とします。 ※ケガには、身体の外部から有毒ガスもしくは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生じる中毒症状 <sup>(注2)</sup> を含みます。 (注1)後遺障害の程度、入院日数、通院日数等に応じて、お支払いします。 (注2)中毒症状には、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、有毒ガスもしくは有毒物質を継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を含みません。
被害者対応費用 (被害者対応費用担保追加条項)	<b>【被害者への見舞金・見舞品購入費用、臨時に支出した費用】(被害者対応費用担保追加条項)</b> 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となる事故が発生したことにより、賠償責任を負うことで損害が発生するおそれがあると被保険者が知った時点で、被保険者が支出した次の費用(社会通念上妥当と思われる費用にかぎります。)に対して補償します。 ①身体の障害が発生した場合の見舞金、見舞品購入費用 ②財物の損壊が発生した場合の臨時費用 この補償の保険金額および自己負担額は、下表のとおりです。
事故対応特別費用 (事故対応特別費用担保追加条項)	<b>【事故対応特別費用】(事故対応費用担保追加条項)</b> 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいはそのおそれがあることを被保険者が知った時点で、その対処のために支出した文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費等を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円限度となります。 (自己負担額はありません。)
人格権を侵害した場合の賠償責任(商賠繁盛追加条項)	不当な身体拘束や生産物や仕事の宣伝等によって名誉毀損やプライバシーの侵害をした場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、1被害者につき100万円、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。(自己負担額はありません。)

### ■任意にご加入いただける補償(オプション)

生産物回収費用 (商賠繁盛追加条項)	生産物または仕事の結果の事故によって第三者の身体の障害または財物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負う場合において、同様の事故の発生または被害の拡大を防止するため、生産物または仕事の目的物に対する回収措置を実施することにより被保険者が負担した回収費用や生産物自体の損害や検査・廃棄・保管費用を補償します。 支払限度額は、1,000万円となります。
生産物自体の損害 (商賠繁盛追加条項)	
生産物検査・破棄・保管費用 (商賠繁盛追加条項)	

使用者賠償責任担保追加条項	記名被保険者の被用者または記名被保険者の下請負人もしくはその被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき賠償金を保険金として記名被保険者に支払います。ただし、労災保険等によって給付が決定された場合にかぎります。 この補償の保険金額は、1,000万円が限度となります。
借家人賠償責任担保追加条項	記名被保険者が借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により損壊した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、1戸室につき3,000万円が限度となります。(自己負担額はありません。)
食中毒による休業損害 (食中毒・感染症利益担保特約条項)	<p>次のような事故の発生により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償です。(自己負担額はありません。)</p> <p>①記名被保険者の営業施設内での食中毒の発生またはその施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。</p> <p>②記名被保険者の営業施設において、下欄記載の感染症の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。</p> <p>③食中毒または感染症の発生の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の指示または命令等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)         </div> <p>感染症の発生またはその疑いがある場合、施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用に対し、感染症対策費用保険金をお支払いします。</p>
検査・取片付け費用の補償 (検査・取片付け費用等担保追加条項)	賠償事故が発生した場合に、受託貨物の検査・仕訳・再梱包、取り片付け・搬出・廃棄に関する費用を補償します。 この補償の保険金額は、受託貨物に関する保険金額の10%が限度となります。(自己負担額はありません。)
工事業拡張パック	(作業対象物担保追加条項) 被保険者が事故発生時に直接作業を加えている財物(作業対象物)の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
	(身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項) 対象工事の履行期日の翌日から起算して6日以上遅延が発生し、発注者に対して法律上の遅延損害賠償金を負担することによって被る損害を補償します。この補償は、工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い金額を支払います。(自己負担額はありません。)
	(支給財物損壊担保追加条項) 工事を遂行するために他人から支給された資材および設置工事の目的物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は、1事故500万円が限度となります。(自己負担額:5万円)
	(リース・レンタル財物損壊担保追加条項) 工事を遂行するために工事場内および施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は1事故500万円が限度となります。(自己負担額:5万円)
据付工事中の賠償責任 (請負業者特約条項)	被保険者が行う据付工事に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約款、各特約条項および追加条項をご確認ください。

### 賠償責任保険普通保険約款による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
  - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
  - ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ④記名被保険者および記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
  - ⑤排水または排気(煙、蒸気、塵埃(じんあい))または騒音を含みます。)によって生じた賠償責任
  - ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- など

### 賠償責任保険追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①原子核反応、原子核の崩壊等に起因する賠償責任
  - ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
  - ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等に起因する賠償責任
  - ④被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う次の仕事に起因する賠償責任
    - ・医療行為 ・あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
    - ・法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
    - ・身体の美容または整形
  - ⑤弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師  
その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
  - ⑥記名被保険者が所有、使用または管理する財物(受託・管理財物)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
  - ⑦記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
  - ⑧サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)
- など

## 施設所有管理者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しをする場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)
- ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任  
※昇降機の所有、使用または管理に起因するものについては、下記の賠償責任についても保険金は支払われません。
- ⑥昇降機の設置、改造、修理、取り外し等に起因する賠償責任

など

## 請負業者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①被保険者の下請負人およびその使用者の身体の障害に起因する賠償責任
- ②被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
  - ・土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
  - ・土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
  - ・地下水の増減
- ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ⑤仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑥被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑦じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑧請負工事で塗装(注)作業を行う場合は、次に掲げる賠償責任
  - ・飛散防止対策その他の損害発生の予防に必要な措置を講ぜずに行われた塗装(注)作業中において、塗料、防錆剤その他の塗装(注)用材料(以下「塗料等」といいます。)が飛散または拡散したことにより起因する賠償責任。  
ただし、塗装(注)作業に用いる工具、容器等の落下または転倒に伴い塗料等が飛散または拡散したことにより起因する賠償責任を除きます。
  - ・塗装(注)対象物の誤認または塗料等の色の選択もしくは特性等に関する判断の誤りに起因する賠償責任
  - ・塗装(注)対象物自体を損壊したことにより起因する賠償責任
- (注)防錆、防食、防菌、防ぼい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。

など

## 生産物特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となつた箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。)(注)
  - (注) 身体賠償事故が発生した場合のみ、商賈繁盛追加条項で一定金額まで補償対象となります。
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④日本国外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

など

## 受託物に関する追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人の場合にはその役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②施設内保管物の紛失に起因する賠償責任
- ③施設内保管物の損壊または盗取もしくは詐取によって生じた使用不能損害に起因する賠償責任
- ④修理もしくは加工上の過失または欠陥による施設内保管物の損壊(技術の拙劣による仕上不良を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑤修理または加工業機械の破損、故障もしくは停止による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑦美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな形その他これらに類する施設内保管物の損壊または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ⑧自動車、車両、(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、家畜、生動物、植物、コンテナまたは船(ヨットおよびモーターボートを含みます。)を受託した場合において、その施設内保管物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑨施設内保管物の自然の消耗もしくは欠陥、施設内保管物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑩屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑪施設内保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊に起因する賠償責任

など

## 傷害見舞費用担保追加条項による保険金をお支払いできない主な事故

- ①保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者もしくはその者の法定代理人(その者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、放射線照射または放射能汚染
- ⑥被傷者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。
- ⑦被傷者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。
- ⑧次のアからウまでのいずれかの事由。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。
  - ア.被傷者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転したこと。
  - イ.被傷者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転したこと。

- ウ.被傷者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転したこと。  
 ⑨被傷者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被傷者が被った傷害にかぎります。  
 ⑩被傷者の妊娠、出産、早産または流産  
 ⑪被傷者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき事故による傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。  
 ⑫大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突發的事故による場合は、保険金を支払います。  
 ⑬医学的他覚所見のないむちうち症

など

### 人格権侵害に関する保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。  
 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任  
 ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任  
 ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。  
 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任。  
 ⑥契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業手法を不正に利用した場合を除きます。  
 ⑦宣伝された品質・性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任  
 ⑧価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任  
 ⑨身体の障害または財物の損壊による賠償責任

など

### 使用者賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意によって被用者が被った身体の障害  
 ②風土病、職業性疾病による身体の障害

など

### 借家人賠償責任担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者またはその使用人が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。  
 ②記名被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任  
 ③記名被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の財物の損壊に起因する賠償責任

など

### 食中毒・感染症利益担保特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失  
 ②被保険者(被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失による法令違反  
 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱  
 ④地震、噴火、津波、高潮または洪水  
 ⑤脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為  
 ⑥都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。  
 ⑦この特約条項の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症に起因する事故。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

など

### 作業対象物担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①被保険者が所有する財物の損壊  
 ②仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物の損壊  
 ③運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物の損壊  
 ④支給財物や受託財物の損壊

など

### 身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①商賠上手(工事業)の補償対象とならない事故によって工事が遅延した場合  
 ②記名被保険者が単独で元請人とならない工事の場合  
 ③商賠上手(工事業)の補償対象となる事故が発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来しない工事の場合  
 ④工事請負契約書に工事目的物を発注者に引き渡すべき期日が定められていない工事の場合  
 ⑤履行期日の翌日から起算して、工事の遅延が5日間以内であった場合  
 ⑥記名被保険者の下請事業者の工事が遅延した場合

など

### 支給財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①発注者または支給財物について正当な権利を有する者に対して引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任  
 ②他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任  
 ③損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任  
 ④作業対象物やリース・レンタル財物の損壊

など

### リース・レンタル財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任  
 ②リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任  
 ③電気的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任  
 ④傷、汚れ等の外観上ののみの損壊でリース・レンタル財物が有する機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任  
 ⑤リース・レンタル財物の消耗部位、消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任  
 ⑥損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任  
 ⑦作業対象物や支給財物の損壊

など

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
  <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称  
  <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
  <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

事故発生時の必要書類	必要となる書類	必要書類の例
	① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
	② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書 等
	③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品等に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
	④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
	⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
	⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議の上、保険金支払いまでの期間を延長することができます。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 損保ジャパン新潟火災新種保険金サービス課

**TEL 025-244-5191 FAX 025-244-8130**

〈受付時間〉平日(土曜除く)午前9時～午後5時

### 事故サポートセンター

**0120-727-110**

〈受付時間〉平日 午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までお連絡ください。

## ご加入にあたってのご注意事項

- 賠償責任保険は、被保険者(保険の補償を受けられる方)が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。  
(注1)お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。  
(注2)保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 本契約は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)制度の対象ではありません。
- 本契約の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 保険料は、ご契約と同時に支払ください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- 実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払となります。

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- ①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合  
(※)個人事業種のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。また、記名被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が記名被保険者となる保険の場合は、「①記名被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

〈告知事項〉

- ①記名被保険者 ②業務内容
- ③保険料算出の基礎数字 ④他の保険契約等

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

〈告知事項〉

### 加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- (※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、以下のとおりです。
- ①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
  - ②業務内容
  - ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項。

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
- ①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合

〈通知事項〉

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。  
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。

②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

〈通知事項〉

### 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

### ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

#### ●確定精算について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(売上高)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

#### ●加入者証について

加入者証は大切に保管してください。加入者証は、保険開始月の翌月に発送します。また、加入手続後3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。

#### ●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

#### ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

#### ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●保険料について

保険金のお支払状況により、次年度の保険料が変動する可能性があります。

#### ●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<http://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

#### ●ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

## お問い合わせ先

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808〈通話料有料〉

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・および12/30~1/4を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

#### ◆取扱代理店

## 新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地  
古町ルフル9F  
TEL.025-201-6502 FAX.025-201-6519  
平日 午前8時30分～午後5時15分

#### ◆引受保険会社



## 損害保険ジャパン株式会社

新潟支店 法人支社  
〒950-0088 新潟市中央区万代1-4-33  
損保ジャパン・新潟セントラルビル7F  
TEL.025-244-5181  
FAX.025-244-5177  
平日午前9時～午後5時